失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第３０５号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏２番地
申立人　佐々木三郎
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所埼玉県大宮市大和田町１丁目971番地の97
不在者　佐々木春男
昭和22年７月12日生
公示催告期間満了日　平成25年５月10日
福島家庭裁判所郡山支部

平成２４年（家）第６４８号
高知県高知市薊野北町４丁目３番７－７
申立人　由比　誠一
本籍高知県香美市物部町山崎578番地、最後の住所千葉県我孫子市東我孫子１丁目９番13号　303号
不在者　由比　　清
大正13年４月17日生
公示催告期間満了日　平成25年５月15日
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２４年（家）第４４９９号
大阪府大阪市城東区野江３－２－２
申立人　大塚　雅義
本籍大阪府大阪市城東区野江３丁目143番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　大塚　智子
昭和38年４月24日生
公示催告期間満了日　平成25年５月15日
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第６７４号
奈良県奈良市西大寺栄町３番23号　サンローゼビル４階　秋篠法律事務所
申立人　藤本　卓司
本籍奈良県大和郡山市矢田町通53番地、最後の住所奈良市大安寺西３丁目５番23号
不在者　別所　武彦
昭和17年８月21日生
公示催告期間満了日　平成25年５月27日
奈良家庭裁判所

平成２４年（家）第１９８５号
札幌市中央区南14条西11丁目１番22号
申立人　小寺マリ子
本籍北海道札幌市中央区南３条西８丁目１番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　小寺　昭夫
昭和11年３月28日生
公示催告期間満了日　平成25年５月１日
札幌家庭裁判所

失踪宣告

平成２３年（家）第５５２号
本籍北海道苫小牧市音羽町１丁目18番地10、最後の住所北海道苫小牧市住吉町１丁目３番５―301号
不在者　北　　敏雄
昭和２年３月10日生
平成24年10月11日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所苫小牧支部裁判所書記官

平成２３年（家）第１３４号
本籍宮城県登米市迫町新田字山ノ神265番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　菊地し𠀋よ
明治25年２月28日生
平成24年10月２日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所登米支部裁判所書記官

平成２３年（家）第２９２号
本籍群馬県高崎市石原町3039番地、最後の住所群馬県高崎市石原町3039番地１
不在者　木下　サエ
昭和５年９月20日生
平成24年10月12日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

平成２３年（家）第３９６号
本籍群馬県安中市東上秋間2877番地、最後の住所群馬県安中市東上秋間2908番地
不在者　唐鎌　信男
昭和25年３月10日生
平成24年10月12日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

平成２３年（家）第１０３８２号
本籍山形県鶴岡市小石川136番地内２番地、最後の住所東京都大田区山王３丁目15番９号観光荘
不在者　榎本久一郎
昭和22年11月５日生
平成24年10月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２１２１号
本籍埼玉県春日部市増富14番地13、最後の住所富山県中新川郡上市町南町59番地７
不在者　池崎キミ子
大正11年10月24日生
平成24年10月10日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第３号
千葉県鎌ヶ谷市東中沢１丁目４番８号
申立人　小林建材株式会社
代表者代表取締役　小林　信基
申立人代理人弁護士　大槻　　直
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月11日
平成24年10月15日　　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＧＫ62122
金額　190,000円
支払期日　平成24年８月31日
支払地　埼玉県越谷市
支払場所　株式会社埼玉りそな銀行越谷支店
振出日　平成24年４月30日
振出地　埼玉県越谷市
振出人　株式会社アオキ　代表取締役　青木　伸翁
受取人　株式会社菅野建材
裏書人　株式会社菅野建材　代表取締役　菅野　正記
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＧＫ62065
金額　170,000円
支払期日　平成24年７月31日
支払地　埼玉県越谷市
支払場所　株式会社埼玉りそな銀行越谷支店
振出日　平成24年３月31日
振出地　埼玉県越谷市
振出人　株式会社アオキ　代表取締役　青木　伸翁
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１２３０９号
広島県広島市西区楠木町３丁目９番24号
債務者　株式会社アッシュ
代表者代表取締役　山村　英一
１　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　省二
４　破産債権の届出期間　平成24年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３４４号
千葉県船橋市習志野台１丁目39番６号
債務者　有限会社セイワフーズ
代表者取締役　大村　正和
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅木　佳則
４　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０２号
東京都江戸川区東小松川３丁目28番５号
債務者　株式会社中央シール
代表者代表取締役　西前　　修
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日向　　隆
４　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部